

答 申 第 31 号

平成 25 年 10 月 30 日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆 一 郎 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

オンライン結合による提供の制限の例外について（答申）

平成 25 年 9 月 18 日付け諮問第 1 号で諮問のあった標記のことについては、
適当と認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

(1) システムの概要

ア 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin(はんしん)むこね
っと」の患者情報共有システム（以下「本件システム」という。）は、阪
神圏域の小児・周産期、救急医療等の総合的な診療機能体制の充実を
図るため、同圏域内の県立病院を含む関係医療機関が持つ診療情報（患者
情報）を地域で統合・共有するものである。

イ 本件システムは尼崎医師会が主体となって整備し、阪神医療福祉情報
ネットワーク協議会が運営するものであり、県立病院では、尼崎、塚口
及び西宮の各病院が参加を予定している。

ウ 本件システムにより、各医療機関は、患者基本情報、既往歴、病歴、
主訴、家族歴、診療記録、感染症情報、アレルギーに関する情報、介護
情報、社会保障情報等といった患者の個人情報を共有することになる。

(2) 公益上の必要性について

本件システムを構築し、県立病院が患者情報をオンライン結合により圏域内の医療機関に提供することによって、各種の地域医療連携が促進され、地域全体でより良質で効率的な継続的治療を提供する体制が確保されることから、公益上の必要性があると認められる。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

本件システムの運用においては、次のとおりの措置がとられていることから、患者個人の権利利益を侵害するおそれはないものと認められる。

ア 紹介先医療機関に対する患者情報の提供は、本人の同意を得た上で、本件システムを活用して提供する場合に限定されている。

イ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を基にして制定された「情報システム等運用管理規定」等に基づき、ID・パスワードの適正な管理を含む物理的・人的・技術的セキュリティ対策や法令の遵守等を厳重に行い、安全な情報管理の実績がある。

ウ 通信経路は、同ガイドラインに準拠したものであるので安全と認められる。また、ファイアウォールにより本件システムによる接続以外は遮断されるので、外部の医療機関と接続してもセキュリティ上問題はない。

エ 外部機関に対しては、同運用管理規定に相当する安全性の確保を確認することとしている。

2 留意事項

(1) 兵庫県情報セキュリティ対策指針等に基づき、セキュリティ管理の徹底を図ること。

(2) 小規模な診療所では、情報機器の盗難等の物理的侵入に脆弱である等、セキュリティ対策に不備が生じ易い危険性を考慮して、セキュリティ管理に特段の配慮を行うこと。

(3) IDの登録、変更及び削除については、利用責任者（病院部長（医療情報担当））の指示の下、限定された管理者のみが行い、その際の記録を整備する等ID管理の運用には十分注意すること。

(4) 監査責任者を置き、定期的に情報セキュリティ監査を実施すること。

(5) 委託先事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を行う場合は委託先と同等の個人情報保護に関する対策及び契約がなされていることを条件とすること。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 25 年 9 月 20 日	・ 諮問書の受領
平成 25 年 9 月 25 日 第 1 部会 (第 21 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 10 月 18 日 第 1 部会 (第 22 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 10 月 30 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 山 下 和 良